



労働・保険ニュース [No.234]



国民の祝日と国民の休日について —H31.4.1 から—

4/29	4/30	5/1	5/2	5/3
祝日	休日	祝日	休日	祝日

5月1日は天皇陛下の即位で本年度限りの「国民の祝日」となりました。それに伴い、4月30日(火)、5月2日(木)は「国民の休日」となり、学校等は10連休となります。

しかし、この2日間は祝日ではないので、就業規則・労働契約書・慣例で「国民の祝日(振替休日含む)」を休日としている場合は、「国民の休日」は労働基準法でいう休日とはなりません。従って、次のような取扱いが考えられます。

- 1、事業所が指定する休日として「休み」とする
- 2、事業所はいずれか又は両方を休業とし、年次有給休暇を取得してもらう
- 3、通常通り勤務とする。



年次有給休暇の確実な取得が必要です —H31.4.1 から—



年次有給休暇の取得義務は、今年の4月から開始されます。年次有給休暇の5日使用義務化の起算日は各人の基準日(入社後6ヵ月後の応当日)となります。

例1、2018.1.1 入社

基準日	2019										2020	2020.6.30		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
7/1				→										

例2、2019.4.1 入社

基準日	2019										2020	2020.9.30	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10/1							→						



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会
 TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378
 E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net